

広島駅南口開発株式会社一般事業主行動計画

（次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画）

次世代育成支援対策推進法又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、子育てを行う当社社員が、仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすく、働きがいのある職場環境をつくることにより、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするとともに、当社における女性社員の活躍を推進するため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

2 当社の現状と課題

当社社員の中には、子育て期間中の社員もいることから、仕事と子育て等を両立し、安心して働き続けることができるよう対応する必要がある。

3 目 標

- (1) 社員の超過勤務の削減、年次有給休暇の取得促進に努め、超過勤務時間数（1月平均）を30時間未満、年次有給休暇の平均取得日数を10日以上にする。

【女性活躍推進法】

- (2) 所属長さらには社員に対し、育児や介護等に関する各種の休暇制度を周知徹底し、一層の制度利用を図る。【次世代法】

4 取組内容

- (1) 超過勤務の削減及び年次有給休暇取得の促進

令和7年4月1日～

ア 所属長は、常に業務の進め方、社員間の業務配分の点検等を行い、社員の超過勤務の削減に努める。

令和7年4月1日～

イ 所属長は、出来るだけ早く退勤するとともに、社員に対し積極的に定時退勤を働きかけるなど、社員が退勤しやすい環境づくりに努める。

令和 7 年 4 月 1 日～

ウ 所属長は、自ら率先して休暇を取得するとともに、業務の相互応援体制を整えるなど、社員が休暇を取得しやすい環境づくりに努める。

令和 7 年 4 月 1 日～

エ 所属長の取組に対する支援等の充実を図る。

(2) 職業生活と家庭生活の両立支援の推進

令和 7 年 4 月 1 日～

ア 社員に対し、職業生活と家庭生活の両方において男女が共に貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発を行うとともに、育児や介護等に関する休業・休暇などの両立支援制度の周知徹底を図る。

令和 7 年 4 月 1 日～

イ 所属長は、各制度について正しい知識を持ち、社員に対して制度の積極的な利用を働きかけるとともに、社員が制度を利用しやすい環境づくりに努める。